

令和 6 年 第 1 1 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 6 年 11 月 11 日（月）

午後 2 時 00 分から午後 2 時 39 分

場所：宇城市役所本館 3 階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	村山 安次	2 番	五嶋 一精	3 番	田尻 かほる
4 番	松川 奈保美	5 番	村嶋 政弘	6 番	河野 公明
7 番	橋本 孝博	8 番	山田 哲郎	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	11 番	吉富 訓生	12 番	欠
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
吉利 健	早川 一伸	中塘 万格人
近藤 洋之	欠	澤村 賢治
欠	森田 良光	吉水 和博
吉川 勝弘	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	欠	

○欠席委員

農業委員

北岡 誠司

農地利用最適化推進委員

田中 起代登

上村 君博

杉田 雅宏

○事務局出席者：（事務局長）園田 弥生 （審議員）緒方 照美 （主任主事）中山 由里子

議事日程（開議：午後 2 時 00 分）

日程第 1 議事録署名委員の決定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 55 号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

開 会

（午後 2 時 00 分）

職務代理者の号令による起立・礼

事務局長

それでは定刻になりましたので、ただ今から令和 6 年第 11 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名中 12 名のご出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。

開会にあたりまして、百家会長がご挨拶を申し上げます。

会 長

こんにちは。大変お忙しい中、お疲れのところご出席を頂きましてありがとうございます。地域計画も半年をきりまして 11 月から 2 回目の座談会が始まっております。皆さま方も地域の方々に声をかけて頂いて協力をして頂きます様、よろしくお願いします。

議 長

それでは、これより令和 6 年第 11 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、8 番 山田哲郎委員、9 番 坂本茂義委員を指名いたします。

議 長

日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思います。ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長

日程第 3、議案第 53 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 53 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 53 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 6 年 11 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長	申請番号 1 番は、	1 番	村山委員より
	申請番号 2 番は、	三角 3	松下委員より
	申請番号 3 番は、	松橋 1	中塘委員より
	申請番号 4 番は、	松橋 2	近藤委員より
	申請番号 5 番は、	松橋 5	上村委員に代わりまして
		6 番	河野委員より
	申請番号 6 番及び 7 番は、	小川 2	吉水委員より
	申請番号 8 番は、	小川 3	吉川委員より
	申請番号 9 番は、	小川 4	河島委員より

それぞれ説明を求めます。

村山委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。渡人と受人は親戚関係という事です。渡人は現在、〇〇に住まわれているそうです。受人は取得後においても農地の全てを効率的に利用すると認められることから、許可は可能と思われます。ご審議よろしくお願いします。

松下推進委員 申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。
受人と渡人は隣地区で同世代の〇〇のみかん産業を背負ってきた方々ですが、渡人が離農という事で昨年から受人が耕作されております。経営規模拡大による売買です。それと〇月の総会で〇町〇反の面積を承認頂きまして売買になっております。合わせて〇町〇反ちょっと位の規模拡大になります。受人の息子さんが昨年から果樹に専門的に従事されて、規模拡大と昨年は倉庫も建てられて意欲のある方ですのでご審議よろしくお願いします。

中塘推進委員 申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は無償による贈与となっております。渡人と受人はお婆と姪の関係にありまして、渡人が土地はいらないという事で、土地の状況も休遊地っぽくなっておりましたので、管理もできないという事での無償の贈与になります。受人も嫁ぎ先のおじいさんと小さく農業をやっておられますので土地は有効利用されると思います。以上です。

近藤推進委員 申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は規模拡大による売買です。金額は記載のとおりです。受人の経営は全然問題ないです。渡人の田を囲うように受人が圃場を持っていたので今回売買という形になりました。ご審議よろしくお願いします。

河野委員 申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経

営規模拡大による売買です。受人は畑作を中心に葉物を主に栽培をされております。農地、農機具の利用状況と地域調和とか全て問題はないかと思われませんが、少々この土地に関しては〇〇〇㎡という所に〇〇〇万という値段で売買です。ので高い金額で売買をされるのですが、この渡人の土地が受人が所有される土地の手前にあるわけですね、現在この対象地が。どうしても通ったりする時に、ちょっと不都合があるということですのでどうしてもこの土地を購入したいという事ですので、よろしくご審議お願いします。

吉水推進委員

申請番号 6 番と 7 番について説明します。詳細は記載のとおりです。渡人はおじで受人は甥の間柄での贈与です。もう一方、7 番の渡人はおばで受人は甥の間柄の贈与です。おじ、お婆の甥への贈与で何ら問題ないかと思えます。ご審議の程よろしくお願いします。

吉川推進委員

申請番号 8 番について説明します。詳細は記載のとおりです。渡人と受人は元々実家が〇〇町で、受人が畑がすぐ近くという関係で申請理由が経営規模拡大という事になります。畑には栗を植えるという事で何ら問題ないかと思えます。ですのでご審議よろしくお願いします。

河島推進委員

申請番号 9 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。この案件は、渡人は現在〇〇市に住んでおられ今までは渡人の甥が管理をされておりました。ところが昨年甥が病気をされて、昨年と今年は米の作付けができておらず荒れた状態でした。そのような事で数人の人と話あった結果、農地が隣同士でもある今回の受入との売買の話がまとまったという事です。受入は所有権移転後、水稻を栽培する予定となっております。何ら問題はないと思えます。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

議 長

ただ今、申請番号 1 番から 9 番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問・意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、申請番号 1 番から 9 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、議案第 53 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 9 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 4、議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 54 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 54 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和6年11月11日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の（4）のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長

申請番号 1 番は、	三角 2	山本委員より
申請番号 2 番は、	不知火 2	吉利委員より
申請番号 3 番及び 4 番は、	6 番	河野委員より
申請番号 5 番は、	8 番	山田委員より
申請番号 6 番は、	松橋 2	近藤委員より
申請番号 7 番は、	松橋 3	田中委員に代わりまして 事務局より

それぞれ説明を求めます。

山本推進委員

申請番号 1 番について説明します。転用理由はオートキャンプ場整備です。権利関係は無償となっておりますが、これは受人の奥さんと渡人が知り合いという事でした。場所は〇〇海水浴場から約西へ 2 0 0 m ほど内陸へ入った地点です。計画としてワンボックスカー 3 台程度を駐車できるオートキャンプ場を整備し、知人同士でキャンプ等のレジャーに使用するという事で営業はしないという事でした。排水計画としては、雨水は敷地内へ自然浸透で処理する、排水は敷地内に処理マスを設置して処理するという事でした。その他として、近くに元〇〇の〇〇と〇〇もあり何ら問題ないと思います。審議よろしく願います。

吉利推進委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は貸駐車場ということです。場所は、JR〇〇駅から〇〇方面へ 4 0 0 m 程行った所の JR の高架橋の下の方になります。受人は農業の傍ら〇〇経営をされておりまして、総会資料の 5 頁にありますけども、左側に〇〇が建って

います。その駐車場がないのでここに貸駐車場を作るという事です。排水同意も取れていますし、何ら問題ないかと思います。審議よろしくお願いします。

河野委員

申請番号3番と4番は関連しておりますので、まとめて説明をさせていただきます。転用理由が物流倉庫と事務所になっております。場所は〇号線のバイパスを〇〇方面へ行きますと、右側に〇〇とか〇〇がある所からちょっと入った〇〇の上の圃場になります。この案件は過去に2回程出されまして、2回取下げがっている所でございます。今回、多分、最終的になるんだろうなと思っております。区長からの排水同意は取れておりますが、隣接同意がですね、地図をご覧頂きますと右上の欠けた所に3筆あります。この3筆ある一番左から2筆は同意がとれております。一番角の3筆目が、相続が困難でありますので同意を取れる相手がいないという事で同意は取れておりませんが、現地を見た所、ここに仮に建屋が建ったとしても作物を栽培するのにはほぼ影響がないだろうという事で、一応許可はできるんじゃないかなと思っております。それともう一筆ですね、1番の矢印が丁度入っている当たっている所の圃場がですね、ここの同意がですね、説明はされてまして同意はされてますが、ご親族が遠方におられるという事でわざわざこっちまで出向いてきて印鑑を押せるような状況でないという事で、基本的には同意はされているという事であります。ここもですね、日当たり等考えましてもほぼ影響はないかなと現地検討会の時に判断しました。ご審議方よろしくお願いします。

山田委員

申請番号5番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅の建設です。場所は〇〇の南側になるんですけども〇〇がありますのでそのすぐ裏になります。住宅地の真ん中でちょっと一つだけ空いた農地ですので何ら問題ないと思います。排水同意も取れておりますのでご審議よろしくお願いします。

近藤推進委員

申請番号6番について説明します。転用理由は建売住宅が2棟建つ予定です。場所は〇号線沿いにあります〇〇〇の手前から左にちょっと入った所で、住宅街が並ぶ所にあります。隣接同意、排水同意共に取れております。何ら問題ないかと思います。ご審議よろしくお願いします。

事務局

申請番号7番について説明します。申請地は、〇〇から〇〇へ行く道の、線路過ぎて左側にある農地で、転用目的は農機具置場、農業用倉庫となっています。申請地の隣に申請人の住宅があり、昭和50年9月頃に申請人の父が農機具置場・農業用倉庫を建築し利用していたということで、始末書添付での申請となっています。隣接農地はなく、排水同意取られており、何ら問題ないと思われます。以上です。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 2 番、5 番、6 番は、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 3 番及び 4 番は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、国道〇号線の沿道の区域で、流通業務施設へ転用されるものであり、第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 7 番は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、農業用施設へ転用されるものであり、第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 7 番について、説明がありましたが、案件について何か質問・意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 何か意見はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、申請番号 1 番から 7 番について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 54 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 7 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 5、議案第 55 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。
議案第 55 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 55 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和6年11月11日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。以上です。

議 長

議案の16ページから17ページまでの貸借権設定の申請番号208番から209番、議案の123ページの貸借権設定の申請番号435番、132ページから133ページまでの貸借権設定の申請番号447番につきましては、〇〇委員の案件ですので、後ほど審議します。

議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、議案134ページから135ページの所有権移転の申請番号501番から504番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案の 134 ページから 135 ページです。
今月は、農業公社が買い入れるのが 2 件、売り渡すのが 2 件です。
面積は、田が 4,080 m²、畑が 2,030 m²の合計 6,110 m²です。
売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。
ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、貸借権設定の申請番号 1 番から 207 番、210 番から 434 番、436 番から 446 番、448 番、所有権移転の申請番号 501 番から 504 番について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

山本推進委員

はい。

議 長

はい、山本推進委員お願いします。

山本推進委員

議案 8 頁の 3 番の使用貸借権の借人は、農地所有適格法人ですか、ただの法人ですか。

議 長

わかりました。
事務局お願いしてよろしいですか。

事務局 農地所有適格法人ではありません。

山本推進委員 はい、わかりました。

議 長 はい、ありがとうございます。
他にどなたかありませんか。

議 長 他にどなたかありませんか。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第 55 号の貸借権設定の申請番号 1 番から 207 番、210 番から 434 番、436 番から 446 番、448 番、所有権移転の申請番号 501 番から 504 番について、承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 55 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 つづきまして、貸借権設定の申請番号 208 番から 209 番、申請番号 435 番、申請番号 447 番は〇〇委員の案件になりますので、会議規則第 12 条の規定により、ここで退席を求めます。
(〇〇委員退席)

議 長 それでは、審議をいたします。本案件につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので説明は割愛させていただきます。
それでは、貸借権設定の申請番号 208 番から 209 番、申請番号 435 番、申請番号 447 番につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、貸借権設定の申請番号 208 番から 209 番、申請番号 435 番、申請番号 447 番について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって貸借権設定の申請番号 208 番から 209 番、申請番号 435 番、申請番号 447 番につきまして、原案どおり承認することに決定されました。
審議が済みしましたので、〇〇委員の入室を求めます。

(〇〇委員入室)

議 長 これで議案第 55 号の全ての案件の審議が終了し、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 6 年第 11 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会 (午後 2 時 39 分) 職務代理者の号令による、起立、礼。